

平成 28 年度作成

## ふるさと越後の家づくり事業Q&A

平成 29 年 1 月

新潟県 農林水産部 林政課

## ～ふるさと越後の家づくり事業Q & A～

### 目 次

Q1.	工務店、建築主それぞれに申請件数の制限はありますか？	P. 1
Q2.	住宅の延べ床面積はどのように記載すればよいですか？	P. 1
Q3.	建売住宅は対象になりますか？	P. 1
Q4.	大工・工務店の事業主の自宅でも申請できますか？	P. 1
Q5.	離れを建てた場合は申請できますか？	P. 1
Q6.	店舗併用の住宅を新築する場合は申請できますか？	P. 2
Q7.	1階がインナーガレージの場合、2階の居住部分はどのように計算すればよいですか？	P. 2
Q8.	1階がインナーガレージの場合で、住宅部分だけの木材使用量を限定しにくい場合は、 どのように計算すればよいですか？	P. 2
Q9.	越後杉ブランド認証材を使用した造作や、作り付けの棚は木材使用量に計上できますか？	P. 2
Q10.	越後杉合板や越後杉集成材を計上してよいですか？	P. 2
Q11.	リフォームの場合でも加算は対象になりますか？	P. 3
Q12.	増築・改築とはどんな場合ですか？	P. 3
Q13.	増築とリフォームを同時に行う物件で延べ床面積と越後杉ブランド認証材使用量の考え方は？	P. 3
Q14.	定住促進加算の条件は何ですか？	P. 3
Q15.	建築主が共有名義で、そのうち1名が「若者」である場合は定住促進加算を受けられますか？	P. 4
Q16.	35歳未満の建築主が親名義の土地に、家を建てる場合は「若者」として定住促進加算を 受けることができますか？	P. 4
Q17.	県産瓦加算の条件は何ですか？	P. 4
Q18.	県産瓦屋根の面積はどのように計算しますか？	P. 4

- Q19. 県産畳加算の条件は何ですか？ P. 4
- Q20. 畳1枚のサイズは決まっていますか？ P. 5
- Q21. 通常で5.5畳規模の部屋に一回り小さい畳6枚を敷きたいが加算額はどうなりますか？ P. 5
- Q22. 対象とならない畳はありますか？ P. 5
- Q23. 部屋の広さが5畳、9畳、15畳の場合は加算額はどうなりますか？ P. 6
- Q24. 廊下など部屋以外に畳を施工する場合は加算になりますか？ P. 6
- Q25. 県産瓦加算や県産畳加算の条件にある工事代金は、消費税込みですか？ P. 6
- Q26. しっくい塗り加算の条件は何ですか？ P. 6
- Q27. けいそうど珪藻土やじゅらく かべ聚楽壁（砂壁）等はしっくい塗り加算を受けられますか？ P. 6
- Q28. 加算はいつ申し込めばいいですか？ P. 7
- Q29. 交付予定者通知は建築主にも通知されますか？ P. 7
- Q30. 交付予定者通知はいつ頃届きますか？ P. 7
- Q31. やむを得ず辞退する場合はどうすればよいですか？ P. 7
- Q32. 越後杉使用住宅証明申請は事業の申請者以外が申請できますか？ P. 8
- Q33. 完了検査はいつ、誰が、どのように行うのですか？ P. 8
- Q34. 補助金の振込はどこで行うのですか？ P. 8
- Q35. 大工・工務店から建築主へ補助金が渡ったかは確認しないのですか？ P. 9
- Q36. 大工・工務店ではなく、建築主の口座への補助金振込はできませんか？ P. 9
- Q37. 国が行っている、住宅に支援する事業で補助金を申請している場合でも申請できますか？ P. 10
- Q38. 市町村が行っている、住宅に支援する事業で補助金を申請している場合でも申請できますか？ P. 10

Q1. 工務店、建築主それぞれに申請件数の制限はありますか？

A1. 工務店には申請件数に制限はありませんが、建築主は複数の申請は認められません。

また、建築時にこの事業で補助を受けた住宅は、補助を受けた翌年から起算し、5年を経過するまでは、リフォームでの申請はできません。

Q2. 住宅の延べ床面積はどのように記載すればよいですか？

A2. 建築基準法に基づき知事に提出する「建築工事届」の第3面【1. 住宅部分の概要】に記載する【工事部分の床面積の合計】を記載してください。

Q3. 建売住宅は対象になりますか？

A3. 建売住宅の場合、越後杉ブランド認証材の納材が完了した年度に購入者が決定し、申込者である大工・工務店との売買契約を締結した場合は対象になります。ただし、納材完了年度内に補助金交付申請書兼実績報告書(以下、「実績報告書」とします。)を提出する必要があります。

Q4. 大工・工務店の事業主の自宅でも申請できますか？

A4. 補助金支給の条件を満たせば対象になります。

Q5. 離れを建てた場合は申請できますか？

A5. 渡り廊下等により居住空間として一体となる場合は対象となります。

Q6. 店舗併用の住宅を新築する場合は申請できますか？

A6. 住宅部分が補助金支給の条件を満たす場合は、住宅部分についてのみ対象になります。

Q7. 1階がインナーガレージの場合、2階の居住部分はどのように計算すればよいですか？

A7. 1階部分の木材使用量のうち、2階を住宅として使用するために必要な構造材を木材使用量に計上できます。

なお、店舗併用の住宅の場合も同様に計算できます。

Q8. 1階がインナーガレージの場合で、住宅部分だけの木材使用量を限定しにくい場合は、どのように計算すればよいですか？

A8. 以下のとおり計算します。

住宅部分の木材（越後杉ブランド認証材）使用量 =  $A \times B / C$

A：建築物全体の木材（越後杉ブランド認証材）使用量

B：住宅部分の延べ床面積

C：建築物全体の延べ床面積

なお、店舗併用の住宅の場合も同様に計算します。

Q9. 越後杉ブランド認証材を使用した造作や、作り付けの棚は木材使用量に計上できますか？

A9. 計上できます。

Q10. 越後杉合板や越後杉集成材を計上してよいですか？

A10. 越後杉合板や越後杉集成材は越後杉ブランド認証材ですので計上できます。

Q11. リフォームの場合でも加算は対象になりますか？

A11. リフォームの場合も、それぞれの加算の条件を満たせば対象になります。

Q12. 増築・改築とはどんな場合ですか？

A12. この事業では以下の住宅工事とします。

- ・増築：既存の住宅に建て増しを行い、床面積を増やすこと。
- ・改築：既存の住宅の一部を取り壊し、規模の著しく異ならない住宅を建てること。

\*この事業での「改築」は建築基準法とは異なり、建物全部を取り壊して立て直す場合は「新築」として扱います。

Q13. 増築とリフォームを同時に行う物件で延べ床面積と越後杉ブランド認証材使用量の考え方は？

A13. 延べ床面積は増築の居住部分、越後杉ブランド認証材使用量は増築の居住部分及びリフォーム居住部分の合計となります。

Q14. 定住促進加算の条件は何ですか？

A14. 条件は以下のとおりです。

【若者】

- ・申請年度の4月1日現在の年齢が満35歳未満の者

【U・I・Jターン者】いずれかに該当

- ・申請年度の3年前の4月1日以降に新潟県に転入した者。
- ・現在新潟県外に居住する者で新潟県内に住宅を建築し居住を予定する者。

【農林水産業新規就業者】

- ・申請年度の3年前の4月1日以降、新たに農林水産業に就業した者、または就業した者のいる世帯。

※申込時に添付する住民票や申告書により確認します。

Q15. 建築主が共有名義で、そのうち1名が「若者」である場合は定住促進加算を受けられますか？

A15. 受けられます。

Q16. 35歳未満の建築主が親名義の土地に、家を建てる場合は「若者」として定住促進加算を受けることはできますか？

A16. 土地の権利如何にかかわらず、建築主が「若者」であることが確認できれば加算は可能です。

Q17. 県産瓦加算の条件は何ですか？

A17. 住宅の屋根材として県産瓦を使用し、その代金が20万円以上である場合です。

対象となる瓦は、県産焼瓦及び県産スレート瓦（セメント瓦を含む）です。

県産瓦屋根面積により規模別に加算します。

県産瓦屋根面積は県産瓦を施工した面積(m<sup>2</sup>)です。

(鬼瓦、棟瓦等の坪数を屋根面積に含むことはできません。)

Q18. 県産瓦屋根の面積はどのように計算しますか？

A18. 任意の様式に、県産瓦屋根面積（展開面積）がわかるように表示してください。

\*別添の屋根伏図の例を参照してください。

Q19. 県産畳加算の条件は何ですか？

A19. 住宅の畳材として、県内畳業者が採寸、縫着、敷込を行う畳を使用し、その代金が5万円以上である場合です。

## Q20. 畳 1 枚のサイズは決まっていますか？

A20. 畳のサイズは様々ありますので、2 枚で約 1 坪となる畳を標準サイズと考えて基準を設定しております。（半畳であれば 4 枚で 1 坪）

そのため、特殊な形状やサイズの畳であって、標準サイズ何枚分に該当するか判断できない場合は、加算になりません。

## Q21. 通常で 5.5 畳規模の部屋に一回り小さい畳 6 枚を敷きたいが加算額はどのようになりますか？

A21. 標準サイズに基づき基準を設定しており、通常で 5.5 畳規模の部屋であれば畳の大きさにかかわらず 4.5 畳あたりの 2 万円が補助額になります。

## Q22. 対象とならない畳はありますか？

A22. 県内に事業所を有する畳業者が、採寸、縫着、敷込を行うことが条件となっているため、ホームセンターや通信販売等で入手した畳は対象となりません。

畳床の種類（稲わら、スタイロフォーム、建材等）や素材の産地は問いません。

また、畳表は和紙（和紙畳）でも構いませんが、薄畳（置き畳）は対象となりません。



Q23. 部屋の広さが5畳、9畳、15畳の場合は加算額はどれになりますか？

A23. 加算額は、標準サイズを基準として算定した施工面積に応じて以下の表を組み合わせで決定します。

複数の部屋がある場合は、合計した施工面積以内で組み合わせます。

以下例

5畳であれば4.5畳に該当し2万円。

9畳は4.5畳+4.5畳、もしくは8畳に該当し4万円。

15畳は4.5畳+10畳、もしくは6畳+8畳に該当し7万円となります。

また、「事業申込書」、「県産畳施工報告書」では、標準サイズを基準とした畳数に合わせて記載してください。

Q24. 廊下など部屋以外に畳を施工する場合は加算になりますか？

A24. 居住部分に施工する場合は部屋以外でも対象になります。

Q25. 県産瓦加算や県産畳加算の条件にある工事代金は、消費税込みですか？

A25. 消費税も含めた支払い総額です。

Q26. しっくい塗り加算の条件は何ですか？

A26. 新潟県左官業協同組合（平成26年12月31日に解散した新潟県左官同業会を含む）の組合員が、新潟県左官業協同組合主催の「漆喰塗り技能者資格講習会」の修了者立ち会いのもとで、「既調合しっくい塗り標準仕様書」に沿った施工をする場合です。

Q27. 珪藻土<sup>けいそうど</sup>や聚楽壁<sup>じゅらくかべ</sup>（砂壁）等はしっくい塗り加算を受けられますか？

A27. 「珪藻土」、「聚楽壁」、「しっくい塗り」は、それぞれ異なるものです。この事業では、「既調合しっくい塗り標準仕様書」に沿った材料及び施工方法で施工した、しっくい塗りが加算の対象になります。よって、珪藻土や聚楽壁は加算対象外です。

Q28. 加算はいつ申し込めばいいですか？

A28. 加算に該当する場合は、事業を申込み際に申込書に記載して下さい。申込時に記載がなかった場合は、実績報告書提出時に条件を満たしていても加算はできませんので、注意して下さい。

Q29. 交付予定者通知は建築主にも通知されますか？

A29. 建築主の方へ直接通知は行いません。実績報告書を提出する際には、添付する事業成績書に建築主の署名が必要ですので、申込者と建築主との間で十分連絡を取り合ってください。

Q30. 交付予定者通知はいつ頃届きますか？

A30. 交付予定者通知は事務手続きの都合で、申込みの翌月中旬頃になります。

Q31. やむを得ず辞退する場合はどうすればよいですか？

A31. 補助の条件を満たせないと判った時点で、速やかに申込書を提出した地域機関（地域振興局等の林業振興課）へ、要領に定める辞退届（別添様式第3号を参照）を提出してください。

Q32. 越後杉使用住宅証明申請は事業の申請者以外が申請できますか？

A32. 越後杉使用住宅証明申請書は交付予定者すなわち、事業の申請者（大工・工務店）が提出することになっているため、事業の申請者以外の申請はできません。

Q33. 完了検査はいつ、誰が、どのように行うのですか？

A33. 実績報告書が提出されてから、地域機関の検査担当職員が検査を実施します。

検査方法は「新潟県林業関係補助事業検査規定」及び「新潟県林業関係補助事業検査要領」に基づき行います。

実績報告書の添付書類による書類検査及び必要に応じて現地検査を行います。

なお、現地検査は越後杉ブランド認証材の使用状況について確認します。既に工事が進み確認が困難な場合は、写真、納材伝票等により確認します。

※また、実績報告書の提出前でも、必要に応じて中間検査を行う場合があります。

Q34. 補助金の振込はどこで行うのですか？

A34. 申込先である地域機関が、申請者（大工・工務店）の口座に直接振り込みます。

Q35. 大工・工務店から建築主へ補助金が渡ったかは確認しないのですか？

A35. 本事業は申請書の作成にあたり「越後杉ブランド認証材」の使用量など、建築主には確認が困難な数値を記載することなどの理由から、そのような書類作成に慣れている大工・工務店を施主に変更し申請者としています。

申請にあたっては、事前に大工・工務店と建築主とが協議・同意の上で申請することとなっており、補助金の精算については、事前の協議に基づいておこなわれるものと考えことから、県では補助金の支払い完了後に、建築主へ補助金が渡ったかの確認まではしていません。

Q36. 大工・工務店ではなく、建築主の口座へ補助金の振込はできませんか？

A36. 補助金は申請者である大工・工務店の口座に振り込みますので、建築主の口座へ振り込むことはできません。

Q37. 国が行っている、住宅に支援する事業で補助金を申請している場合でも申請できますか？

A37. 国が行う事業との併用はできますが、以下の事業については一部併用できない場合がありますので、ご注意ください。

「地域型住宅グリーン化事業（以下、「グリーン化事業」とします。）」において、地域材加算を受ける場合は本事業と併用できません。（三世帯同居対応住宅の加算とは併用可能）

また、補助目的が重複するため、グリーン化事業と併用する場合は、ふるさと越後の家づくり事業の定住促進、県産瓦、県産畳、しっくい塗りの各加算は受けられません。（下表参照）

申込書に、併用する事業名を必ず記入の上、申込みをしてください。

		地域型住宅グリーン化事業		
		本体のみ (上限165万円)	地域材利用加算 (上限20万円)	三世帯同居対応住宅加算 (上限30万円)
ふるさと越後の 家づくり事業	本体のみ	○	×	○
	加算あり	×	×	×

○・・・併用可      ×・・・併用不可

Q38. 市町村が行っている、住宅に支援する事業で補助金を申請している場合でも申請できますか？

A38. 本事業と、市町村の行う事業との併用に制限は設けていませんが、市町村事業については、市町村の担当窓口を確認してください。

申込書に、併用する事業名を必ず記入の上、申込みをしてください。